

伊予商工会議所青年部規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

伊予商工会議所に付置する青年部（以下「青年部」という）は、地区内における青年部の健全な育成発達、会員の資質向上を図るとともに、商工会議所の組織の強化と、その組織活動を通じて、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条

青年部は伊予商工会議所青年部と称する。

(地 区)

第 3 条

青年部の地区は、伊予市の地域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条

青年部の事務所を、伊予商工会議所内に置く。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 5 条

青年部は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 青年部会員を対象にした研修会及び講習会の開催
- (2) 商工業に関する調査、研究、会報の発行ならびに先進地の視察
- (3) 商工業に関する情報ならびに資料の収集提供
- (4) 青年部の意見を総合して、これを商工会議所会頭に具申するとともに関係方面への陳情
- (5) 会員相互の親睦と研鑽
- (6) 商工業の振興及び住民の福祉に寄与する行事の実施
- (7) 関係諸団体との連絡及び協調
- (8) 商工会議所から委託された事業の実施
- (9) 前各号に掲げるもののほか、青年部の目的を達成するために必要な事業の推進

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 6 条

青年部の会員は伊予商工会議所の会員である経営者又は、その後継者もしくは代表者の推薦を受けた者であつて、年度初日において満年齢 20 歳以上 49 歳以下の者とする。ただし、以下に該当するものについては役員会の承認を得て会員資格を継続することができる。

- (1) 年度末日において、入会期間が 36 ヶ月に満たない場合
- (2) その他特別の事由が認められる場合

(OB 会員)

第 7 条

既加入の会員が、会員資格期間を満了した後 OB 会員となることができる。

2. OB 会員は、青年部の事業に参加することができる。
3. OB 会員は、青年部総会に出席し発言することができる。ただし、議決権を有しない。
4. OB 会員の会則は、別に定める。

(入 会)

第 8 条

青年部に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、青年部会長に入会申し込みをしなければならない。

2. 前項の入会の諾否は役員会において決定する。
3. 入会の承認を得たものは、所定の会費を納めたのち、はじめて会員となるものとする。
4. 年度途中入会者は、入会月からの月割り計算とする。

(休 会)

第 9 条

やむを得ない事由により長期間出席できない会員は、役員会の承認を得て休会することができる。

2. 休会した会員は、本会での議決権を有しない。
3. 休会中の会費は、これを免除しない。

(退 会)

第 10 条

会員は、あらかじめ青年部会長に通知したうえで、任意に退会することができる。

2. 会員は、次に掲げる理由により退会する。
 - (1) 青年部の会員としての資格の喪失
 - (2) 死亡
 - (3) 除名
3. 年度途中の退会においては、当年度の会費を納入しなければならない。

(除名)

第11条

本会は、次の各項の1つに該当する会員を、役員会の決議によって除名することができる。

- (1) 会費納入期限までに会費を完納せず、役員会の決議に基づき会費納入の催促をし、その猶予期間に納入しなかった場合
- (2) 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力の共生者と認められた場合
- (3) 破産者
- (4) 禁固以上の刑に処せられた者
- (5) 本会の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を行った者

2. 役員会において除名の決議を行った場合は、本人に書面を以って通知する。

第4章 役員

(役員)

第12条

青年部にはつぎの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 直前会長 1名
- (3) 副会長 3名以内
- (4) 運営専務 1名
- (5) 理事 正会員数の10%以上20%以下
- (6) 顧問・相談役 若干名
- (7) 監事 2名

2. 理事の総数は、直前会長・副会長・顧問・相談役・運営専務の総数以上でなければならない。

3. 直前会長・監事は、正会員でなくとも務めることができる。

4. 監事は総会および役員会での議決権を有しない。また、他の役職と兼務することはできない。

(役員職務)

第13条

会長は、青年部を代表し、会務を総括する。

2. 直前会長は、会長経験者としての見識を持って会長を補佐する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、予め定める順位により、その職務を代行する。

4. 運営専務は、会長を補佐し、本会運営業務を統括する。

5. 理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を執行する。

6. 監事は、会務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。また理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認める時、又は法令もしくは規約に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を役員会に報告しなければならない。

(役員任免)

第14条

役員は総会において選任し、又は解任する。

尚、選任等に関する方法については、別途「伊予商工会議所青年部役員選任規程」において定める。

(役員任期)

第15条

役員任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。

2. 任期満了又は辞任によって退任したときは、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
3. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 会長が必要と認めた場合は、総会での決議により、役員改選を行う事ができる。

第5章 会 議

(総会)

第16条

総会は通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集し、その議長となる。

2. 通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたときに、役員会の同意を得て開催することができる。
3. 総会の議事は会員の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
4. やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、他の正会員を代理人として議決を委任することができる。
5. 役員会が必要と認める場合は、インターネット等の手段を用いて議決を行うことができる。
6. 代理人に議決を委任した会員およびインターネット等による議決を行った会員は、会議に出席し議決に加わったものとみなす。
7. 5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求が会長にあった場合、臨時総会を開催しなければならない。

(総会議事事項)

第17条

この規約で別に定めるもののほか、つぎの事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定、改正又は廃止
- (2) 事業計画及び収支予算ならびに会費の決定又は変更
- (3) 収支決算及び事業報告の承認
- (4) 役員選任

(役員会)

第18条

役員会は、会長、直前会長、副会長、顧問・相談役、運営専務及び理事をもって組織する。

2. 役員会は会長が召集し、その議長となる。

3. 監事は役員会に出席し、意見を述べることができる。
4. 役員会は役員のおよそ二分の一以上が出席し、その過半数で決する。
5. 会長が必要と認める場合は、インターネット等の手段を用いて議決を行うことができる
6. インターネット等による議決を行った理事は、会議に出席し議決に加わったものとみなす。

(役員会の決議事項)

第19条

この規約で別に定めるもののほか、次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他の青年部の業務の執行に関し重要な事項

(三役会)

第20条

三役会は会長、直前会長、副会長、運営専務をもって構成し、会務の調整・意見交換を主な目的として開催する。

2. 三役会は会長が招集し、その議長となる。
3. 顧問・相談役および監事は三役会に出席し、意見を述べるができる。
4. 三役会構成員および監事が必要と認めたものは、オブザーバーとして出席できる。
5. 会議の決議事項は役員会から付託された事項とする。

(例会)

第21条

例会は3か月に1回とする。尚、会長が認めたときはその限りではない。

(委員会)

第22条

本会の目的達成に必要な事項を調査、研究、審議するために、各種委員会を設置することができる。

2. 委員会は委員長、副委員長、委員をもって構成する。
3. 委員長は理事の中から会長が委嘱する。

第6章 会 計

(経費)

第23条

青年部の経費は会費・OB会費及び助成金ならびにその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第24条

青年部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 7 章 その他

(委 任)

第 2 5 条

本規約の施行について、必要な事項は役員会の決議を経て別に定める。

附 則

この規約は昭和 5 6 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

第 1 2 条の改正規約は、平成 2 年 5 月 2 8 日から施行する。

附 則

第 6 条の改正規約は、平成 5 年 4 月 2 6 日から施行する。

附 則

第 6 条、第 2 1 条の改正規約は、平成 1 3 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

第 6 条の改正規約は、平成 2 8 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

第 6 条の改正規約は、平成 2 9 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

第 6 条、第 9 条、第 1 0 条の改正規約は、平成 3 1 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則

令和 3 年 1 0 月 2 8 日の臨時総会において議決された改正規約は、令和 3 年 1 0 月 2 9 日から施行する。ただし、年度途中の改正により一部において運営上、令和 4 年 4 月 1 日からの施行とする。

附 則

第 8 条の改正規約は、令和 6 年 3 月 2 3 日から施行する。